

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

口座
振替

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限り
ます。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストア
があります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書
の裏面をご確認ください。

クレジット
カード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払
サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付する
ことができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

都税クレジットカードお支払サイト

ay-easy

A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご
利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニ
エンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ
(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

安心 便利 な 口座振替 をご利用ください!

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問い合わせ先】<課税について> 立川都税事務所個人事業税課個人事業税班 042-523-3173
<納税について> 立川都税事務所徴収課徴収管理班 042-523-3181